

全ての被災者の諸権利と生活・生業の全面的な回復を求める特別声明

——東日本大震災と福島原発事故から5年目にあたり——

東日本大震災および福島第一原発事故から5年目を迎えている。私たちは、この未曾有の複合的大災害からの復興と再生は、何よりも、多数にのぼる被災者の方々が奪われることになった諸権利を取り戻し、人間らしい生活と生業の全面的な回復をめざすものでなければならぬと考える。

日本環境会議（JEC）は、東日本大震災と福島原発事故から5年目にあたり、「意見書（第2次）」（JECのホームページ：<http://www.einap.org/jec/>、掲載）の公表と合わせて、ここに「全ての被災者の諸権利と生活・生業の全面的な回復を求める特別声明」を発表する。

1. 阪神・淡路大震災から20年の経験と教訓を踏まえ、これ以上の「復興災害」をもたらしてはならない。

- ① 阪神・淡路大震災における苦い教訓の1つは、復興公営住宅で多数の孤独死を発生させてきたことである。東日本大震災ではなお23万人が避難を続け、8万人以上が仮設住宅での不自由な生活を余儀なくされている。今後、恒久住宅への移行が課題となっているが、阪神・淡路大震災における経験と教訓を生かすことが重要である。
- ② 東日本大震災における「震災関連死」は、1都9県で3000名を超えている。とくに福島県ではその過半の占め、大震災による直接死を上回っている。この状況を深刻に受けとめ、被災者への心のケアを含む生活支援の施策を抜本的に充実させていく必要がある。

2. これまでの復興予算の使途と執行の仕組み、各種事業の内容とあり方について検証し、全ての被災者の諸権利、生活と生業の全面的な回復を第一義的にめざす、本来の復興政策への転換を速やかに推し進めていかななくてはならない。

- ① 「集中復興期間」の最終年度にあたり、2016年度以降の予算措置について、政府は「復興の基幹的事業」「原子力災害に由来する復興事業」以外は被災自治体の一部負担を導入するとしている。しかし被災自治体はもともと財政力が弱体であるという実情を踏まえ、必要な事業が柔軟に継続しうる予算措置を講じるべきである。
- ② その際、これまでの復興予算の使途と実績について多角的な検証を行う必要がある。これまでの実績は、「住宅再建・復興まちづくり」（約10兆円）、「産業・生業の再生」（約4.1兆円）、「被災者支援」（約2.1兆円）、「原子力災害からの復興・再生」（約1.6兆円）となっているが、今後、被災者の諸権利、生活と生業の全面的な回復を第一義とする事業への重点的な配分を進めていかなければならない。

3. 福島原発事故にともなう全ての避難者・被災者が奪われた諸権利を取り戻し、人間らしい生活と生業を全面的に回復させていく救済・補償・支援を充実させていかなければならない。

- ① 福島原発事故にともなう避難者は、なお 11 万人以上（県内で約 6.8 万人、県外で約 4.6 万人）にのぼる。原発事故の被害者は、深刻な事故を引き起こした東京電力に対して正当な損害賠償を求める権利を有するが、この間の「原子力損害賠償紛争審査会」による「中間指針」にもとづく損害賠償は限定的であり、十分なものではない。とくに避難指示区域と区域外の人々の間での「賠償の差別化」が「被災者の分断」という、きわめて深刻な事態を生み出している。
- ② 被災者の避難生活が長期化しているなかで、原発事故による損害賠償を早期に終わらせていく動きが強まっている。政府与党は、2017 年 3 月末までに「避難指示解除準備区域」と「居住制限区域」の避難指示を解除し、これら 2 つの区域の慰謝料支払いを一律に 2018 年 3 月までとする提言を政府に提出した。これは、避難指示の解除と慰謝料の賠償終期を切り離すことによって住民の帰還を促す方策だが、政策的意図によって賠償のあり方をゆがめるべきではない。本来求められているのは、被害実態に即した正当な賠償である。
- ③ 福島県は、区域外避難者への避難先住宅無償提供を 2016 年度で打ち切る方針を撤回し、行政支援策として長期の住宅無償提供をすべきである。また政府は、それに対して必要な国庫補助をすべきである。

4. 福島原発事故は、なお収束の見通しが立っていない。深刻な放射能汚染の広がり、健康影響の恐れ、強烈なストレスと将来不安、膨大な除染作業と除染廃棄物の保管・処理、原発事故サイトにおける汚染水、長期にわたり難航が予想される廃炉作業など、数多くの難題が山積している。この点では、過酷事故を発生させた東京電力と政府の責任を明確にし、原発事故処理に関する的確で速やかな諸対策を強く求めるものである。

5. 今後、被災地域の多様性を踏まえた復興と再生への中長期的な将来ビジョンを、地元の意向と合意にもとづく形で、総合的に検討していかなくてはならない。

- ① 東北地方は、豊かな自然の恵みに依拠した農林水産業、および、それらと一体の農山漁村コミュニティに支えられてきた地域である。これらの農林水産業と農山漁村コミュニティの持続可能な復興と再生のあり方を真剣に模索していく必要がある。
- ② 「復興構想会議」が 2011 年 6 月に発表した『復興への提言』では、「被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。」という原則が掲げられていた。被災地域における基礎自治体である市町村や集落・コミュニティ単位での下からの復興と再生に向けた取り組みを手厚く支援していくという基本に立ち返り、次の 5 年に向けた仕切り直しが求められている。

2015 年 6 月 6 日（土）

日本環境会議（JEC）